

東彼杵町告示第59号

東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和5年6月15日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱

令和5年6月15日

令和5年東彼杵町告示第59号

(交付の目的)

第1条 本補助金は、中国における穀物需要の急激な高まり、世界的なエネルギー価格の上昇及びウクライナ危機を受け、安定した農業の継続が危ぶまれる中、燃油・肥料価格の高騰の影響を受けにくい生産体制を緊急的に整備し、農業経営の継続と安定化を図るために、農業資材（燃油・肥料等）の使用量の低減に資する機器や資材等の導入を支援し、食と農の安定した基盤に資することを目的とする。

この補助金の交付に関しては、東彼杵町補助金等交付規則（平成16年規則第22号。以下「規則」という。）、長崎県が定める農業資材価格高騰対策緊急支援事業実施要綱（令和4年8月1日付け4農園第349号。以下「県実施要綱」という。）及び農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領（令和4年8月1日付け4農園第350号。以下「県交付要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 本補助金の交付対象者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 県実施要綱第5に規定する「取組主体」または「取組者」であること。
- (2) 東彼杵町暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(交付対象となる取組内容、補助対象経費及び交付額)

第3条 本補助金の交付対象となる事業内容は、県実施要綱第2及び別表に規定する取組みとし、長崎県知事が認めた者とする。

- 2 本補助金の補助対象経費は、県実施要綱第6の2の規定により長崎県知事が承認した事業に係る事業費とする。
- 3 交付額は、次の各号により算出された額の合計額で予算の範囲内とし、その合計額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 前項による長崎県知事が承認した事業費の10%以内
 - (2) 長崎県農業共済組合が実施する農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業経営収入保険制度または園芸施設共済制度（以下「収入保険等」という。）の加入者においては、前項による長崎県知事が承認した事業費の5%以内。ただし、本補助事業期間中の加入が確実に見込まれ、今後3年間以上継続して加入する見込みがある場合も同様とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、町が別に定める期日までに東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を町に提出するものとする。

- 2 交付申請者は、交付申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法

(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合、審査の上、交付を決定すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付申請者に対し東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 交付申請者が交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7条 交付申請者は、別表に定める重要な変更該当するときは、あらかじめ東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)による変更等承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第8条 交付申請者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業遅延届(様式第4号)により事業遅延届を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付金申請者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付申請者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付申請者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業に係る仕入に係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに町長に報告するとともに、町長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により町長に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第10条 町長は、第9条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、交付申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 町長は、第7条第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）交付申請者が、法令、本要綱又は法令若しくは県実施要綱及び県実施要領に基づく長崎県知事当等の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）交付申請者が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- （3）交付申請者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （5）第3条第3項第2号に基づく加算を受けた交付申請者が、第4条第1項に基づく交付申請書で誓約した収入保険等に加入しなかった場合又は誓約した期間を経過する前に収入保険等を脱退した場合。ただし、事情変更により町長が止むを得ないと認める場合を除く。

2 町長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の

返還を命ずるものとする。

- 3 町長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第12条 交付申請者は、交付対象経費（補助事業をほかの団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

(交付金の経理)

- 第13条 交付申請者は、補助事業についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助金交付申請者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、失効前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

重要な変更	<ol style="list-style-type: none">1 交付申請者の変更2 補助事業の中止又は廃止3 補助事業の新設4 補助金の増5 補助金の30%を超える減
-------	---

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

東彼杵町長 様

住所又は所在地 東彼杵町..... 郷..... 番地.....

法人名

氏名又は法人代表者職・氏名.....

電話番号

令和 年度東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付申請書

東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記及び別添のとおり関係書類を添えて申請します。

【申請額】 ※①と②の合計

①第3条第3号第1号による額

長崎県知事が承認した事業費 _____ 円 × 10% = _____ 円 ※①
(※円未満切捨)

②第3条第3号第2号による加算額（該当する場合いずれかに☑）

農業経営収入保険制度または園芸施設共済制度へ現に加入している。

農業経営収入保険制度または園芸施設共済制度へ本補助事業期間中に新規で加入し、今後3年以上継続して加入する。

収入保険等に関する誓約・同意事項	農業経営収入保険制度または園芸施設共済制度にかかる加入について、長崎県農業共済組合と東彼杵町が相互に情報提供することに同意します。また、農業経営収入保険制度または園芸施設共済制度へ本補助事業期間中に新規で加入し加算を受ける場合、継続して3年以上加入し、途中で脱退した場合第3条第3号第2号による加算額を返還することを誓約します。 <p style="text-align: right;">署名欄：氏名</p>
------------------	--

上記いずれかに☑がある場合

長崎県知事が承認した事業費 _____ 円 × 5% = _____ 円 ※②
(※円未満切捨)

①+②合計 (申請額) _____ 円 (千円未満切捨)

【振込先】

金融機関 _____

支店名 _____

科目 _____

口座番号 _____

口座名義 _____

【関係書類】

- (1) 県実施要綱に基づき長崎県へ提出した令和5年度農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付申請書の関係資料の写し
- (2) 暴力団排除に関する誓約書 (別添1)
- (3) 振込先通帳の写

暴力団等の排除に関する誓約書

私は、東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金の交付申請を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

この誓約に反した場合、当該補助金を返還することになっても、異議は一切申し立てません。また、町が必要な場合には、長崎県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

私（及び法人の従業員等）は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（東彼杵町暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 28 日条例第 35 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他町長が認めるもの

令和_____年_____月_____日

東彼杵町長 様

住所又は所在地 東彼杵町_____郷_____番地_____

法 人 名 _____

氏名又は法人代表者職・氏名_____（自署）_____

東彼農 第 号
令和 年 月 日

様

東彼杵町長

令和 年度東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金
交付決定（変更）通知書

令和 年 月 日付で申請のあった東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金について、東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定（変更決定）したので通知します。

記

1 交付（変更）決定額 円

2 交付条件

様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

東彼杵町長 様

住所又は所在地 東彼杵町.....郷.....番地.....

法人名

氏名又は法人代表者職・氏名.....

令和 年度東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金
（変更・中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注）

- 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

様式第4号（第8関係）

令和 年 月 日

東彼杵町長 様

住所又は所在地 東彼杵町.....郷.....番地.....

法人名

氏名又は法人代表者職・氏名.....

令和 年度東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業遅延届

令和 年 月 日付け 東彼農第 号で交付の決定の通知があった事業の遅延について、東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容及び進捗状況

2. 遅延理由

様式第5号（第9関係）

令和 年 月 日

東彼杵町長 様

住所又は所在地 東彼杵町.....郷.....番地.....

法人名

氏名又は法人代表者職・氏名.....

令和 年度 東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金実績報告書

東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、別添のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

【関係書類】

- (1) 県実施要綱に基づき長崎県へ提出した令和4年度農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金実績報告書の関係資料の写し
- (2) 東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金請求書（別紙）

別紙

令和 年 月 日

東彼杵町長 様

住所又は所在地 東彼杵町..... 郷..... 番地.....

法人名

氏名又は法人代表者職・氏名.....

令和 年度東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金請求書

金.....円

令和 年 月 日付け 東彼農第 号で交付の決定の通知があった東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金を上記のとおり交付されるよう請求します。

様式第 6 号

令和 年度東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業に係る
仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号
令和 年 月 日

東彼杵町長 様

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 東彼農第 号で補助金の交付決定のあった東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金について、東彼杵町農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入に係る消費税等相当額金 円を返還します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日 東彼農第 号による補助金額の確定通知額）

金 円

2 補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3 - 2）

金 円

（注）内訳資料、その他参考となるものを添付すること。